

## 目次

## 第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : ( // ) 契約の申込みと成立
- No. 3 : ( // ) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No. 4 : ( // ) 契約の変更
- No. 5-1 : ( // ) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : ( // ) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No. 6 : ( // ) 旅行代金の払戻し
- No. 7 : ( // ) 団体・グループ契約
- No. 8 : ( // ) 旅程管理
- No. 9-1 : ( // ) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : ( // ) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : ( // ) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -

- |                                      |
|--------------------------------------|
| No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い |
| No. 10-2 : ( // ) 契約の変更～旅行代金の払戻し     |
| No. 10-3 : ( // ) 団体・グループ契約～責任       |

本資料に掲載

- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : ( // ) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : ( // ) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No. 11-4 : ( // ) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : ( // ) - その他の問題 -
- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : ( // ) 契約の変更～責任
- No. 13 : 旅行相談契約
- No. 14 : 渡航手続代行契約

## 第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

## 第3篇 貸切バス約款

- No. 1 : 総則～乗車券の取扱い
- No. 2 : 運賃及び料金
- No. 3 : 特殊な取扱い
- No. 4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係

## 第4篇 フェリー標準運送約款

- No. 1 : 適用範囲～運航の中止
- No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No. 3 : 払戻し～賠償責任

## 第5篇 国内航空運送約款

- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

# No. 10-1：受注型企画旅行① - 定義から旅行代金の支払いまで -

受注型企画旅行とは旅行者からの依頼を受けて、旅行業者が旅行者の希望（日程、内容、料金など）に沿って企画する旅行です。募集型企画旅行とは、旅行業者が企画する点では同じですが、旅行者を募集するためではない点が異なります。

## 1. 学習の進め方

標準旅行業約款の受注型企画旅行契約の部は、募集型企画旅行契約の部と条文の配列は同じです。またほとんどの条文の内容は同じです。ここでは、募集型との違い（何が加わり、何が削除されているか）を意識して覚えると効率が良いです。その際に、募集型の復習を兼ねて比較するとよいでしょう。

## 2. 適用範囲

- ① 特約                      ② 約款                      ③ 法令又は一般に確立された慣習

a. 法令に反しない    b. 旅行者の不利にならない    c. 書面で締結する    の3要件を満たすもの

以上について、募集型企画旅行と異なる点はありません。

## 3. 用語の定義

### a. 受注型企画旅行〈!!〉

旅行業者が、**旅行者からの依頼により**、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行。    **赤字の部分**が募集型との相違点です。

そのほかの、「国内旅行と海外旅行」「通信契約」「カード利用日」「旅行契約の内容」「手配代行者」の規定については、募集型と異なる点はありません。

## 4. 契約の申込みと成立

### a. 企画書面の交付〈!!〉

① 旅行業者は、受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、**業務上の都合があるときを除き**、依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（**企画書面**）を交付します。

**募集型のパンフレットと同じ役割で、これを見て旅行者は申し込むかどうかを判断します。**

② 旅行業者は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（**企画料金**）の金額を明示することがあります。これは後から重要になります。

## b. 契約の申込み

- ① 企画書面に記載された企画の内容に関し、受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、契約の種類により、次の2ついずれかの申込みをします。

契約の種類	申込方法
a. 通常の契約の場合(会社の店頭など)	旅行者所定の <b>申込書</b> に所定の事項を記入の上、旅行者が定める金額の <b>申込金</b> とともに提出
b. 通信契約の場合	会員番号*その他の事項を旅行者に通知

\*クレジットカードの番号

- ②「申込金」「特別な配慮」に関する規定は募集型と同様です。

## c. 契約の成立

申し込みに応じて、2つの成立時期があります。

契約の種類	成立時期
a. 通常の契約の場合(会社の店頭など)	旅行者が契約の締結を <b>承諾</b> し、①a. の <b>申込金</b> を受領した時に成立します。
b. 通信契約の場合	旅行者が契約の締結を承諾する旨の <b>通知</b> が旅行者に <b>到達</b> した時に成立するものとします。

ここは募集型と同じです。

## d. 電話等による予約

受注型企画旅行契約にはこの制度はありません。

## e. 契約締結の拒否&lt;!!&gt;

募集型企画旅行の拒否事由の8項目から、次の2項目を除外します。

1. 旅行者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の**参加旅行者の条件を満たしていない**とき。
2. 応募旅行者数が**募集予定数**に達したとき。

募集して実施する旅行ではないので、1.2. は契約の趣旨に合いません。

## 5. 契約成立後(契約書面、確定書面、旅行代金)

## a. 契約書面

募集型と同様の規定に加え、以下の規定があります。<!!>

旅行者は、企画書面において**企画料金の金額**を明示した場合は、当該金額を**契約書面**において明示します。  
これにより、企画書面と契約書面に企画料金の額を明示することができます。

## b. 確定書面

確定書面の制度趣旨、交付期限などは募集型と同様の規定です。また、契約書面及び確定書面ともに、情報通信の技術を利用する方法で提供できる点も同様です。

## c. 旅行代金

旅行代金の支払い期限及び「カード利用日」の定義は募集型と同様です。

[Check Test No. 10 - 1]

1. 受注型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 受注型企画旅行とは、” 旅行業者が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行。” である。( )
- (2) 旅行業者は、受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者から依頼があったときは、依頼の内容に沿った企画を記載した「契約書面」を交付する。( )
- (3) 旅行業者が企画した内容に関し、受注型企画旅行契約（通信契約を除く）の申込みをしようとする旅行者は、所定の申込書と申込金を提出する。( )
- (4) 前記（3）の場合、受注型企画旅行契約は、旅行業者が承諾し、申込金を受理したときに成立する。( )
- (5) 受注型企画旅行契約は、旅行者が旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときには、旅行業者は契約成立を拒否することができる。( )

## No. 10-2：受注型企画旅行② - 契約の変更から旅行代金の払戻しまで -

### 1. 契約の変更

#### a. 契約内容の変更

募集型の規定に次の内容が加わります。〈!!〉

旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、旅行業者は、可能な限り旅行者の求めに応じます。  
旅行者の依頼により、旅行を計画する契約だからです。

- b. 旅行代金の額の変更      募集型と同じです。
- c. 参加者の変更（旅行者の交替）      募集型と同じです。

### 2. 契約の解除〈!!〉

#### a. 旅行者からの解除（取消料が必要な場合）

○ 国内旅行に係る取消料（貸切船舶を利用する場合を除く）

区分	取消料
下記イ～ホ以外の場合 (契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあつては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（以下の場合を除く。)	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（以下の場合を除く。)	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合（以下の場合を除く。)	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（以下の場合を除く。)	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

- 海外旅行に係る取消料（本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する場合で、チャーター機を除く）

区分	取消料
下記イ～ハ以外の場合 (契約書面において <b>企画料金の金額を明示した場合</b> に限る。)	企画料金の相当する金額
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場（以下の場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（以下の場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ハ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

「**企画料金**」を企画書面に記載すると、契約書面にも記載できます（p.3 参照）。

このときは、募集型で取消料が発生する時期よりも早い時期に、企画料金の相当する額を**取消料として**收受できます。

（例）2泊3日の国内旅行の場合

- ・ 契約締結日 7月1日 ・ 旅行開始日 8月1日
- ・ 旅行者の都合による解除 7月5日

→ この場合、旅行開始日の 27 日前の解除であり、募集型では取消料は不要。

しかし、受注型で企画・契約書面に企画料金の記載があれば、この額は收受できます。

この違いを覚えましょう。

b. 旅行者からの解除（取消料が不要な場合）

取消料が不要な場合（旅行開始前、開始後）は募集型と同じです。

c. 旅行業者からの解除（!!）

募集型企画旅行の旅行開始前の解除事由の9項目から、次の2項目を除外します。

- |   |
|---|
| <p>1. 旅行者<b>が</b>旅行業者<b>が</b>あらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の<b>参加旅行者の条件</b>を満たしていないことが判明したとき。</p> <p>5. 旅行者の数が契約書面に記載した<b>最少催行人員</b>に達しなかったとき。</p> |
|---|

募集して実施する旅行ではないので、1.5. は契約の趣旨に合いません。

このテーマ以降の「帰路手配」「旅行代金の払い戻し」は、募集型と同じです。

[Check Test No. 10 - 2]

1. 受注型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 受注型企画旅行契約では、旅行者は旅行業者に対し、旅行日程やサービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることができる。( )
- (2) 2泊3日の国内の受注型企画旅行契約において、旅行業者が企画書面と契約書面に企画料金を記載したときは、旅行開始日の前日から起算して 30 日前に旅行者が契約を解除しても、企画料金の相当する額の取消料を請求することができる。( )
- (3) 受注型企画旅行契約において、旅行業者が期日までに確定書面を交付しないときは、旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除することができる。( )
- (4) 受注型企画旅行契約において、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったときは、旅行業者は契約を解除することができる。( )

# No. 10-3：受注型企画旅行③ - 団体・グループ契約から責任まで -

## 1. 団体・グループ契約

募集型の規定に、次の規定（契約成立の特則）が加わります。〈!!〉

- ア 旅行業者は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、**申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾**することがあります。
- イ 前述の申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、旅行業者は、契約責任者に**その旨を記載した書面を交付**するものとし、受注型企画旅行契約は、旅行業者が当該書面を**交付した時に成立**するものとし、

受注型企画旅行のお客様は、取引実績の多いことが多く、必ずしも申込金は必要ないとの考えです。

## 2. 旅程管理

募集型の規定と同様です。

## 3. 旅行業者の責任

- ① 損害賠償責任は、募集型の規定と同様です。（テキスト⑥ p.2 参照）
- ② 特別補償責任は、募集型の規定と同様です。（テキスト⑥ p.4 参照）
- ③ 旅程保証責任は、「変更補償金の支払いが必要となる変更」のうち、以下の規定を除外します。〈!!〉

九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 | 5.0

受注型企画旅行には「ツアー・タイトル」は存在しないからです。

### [Check Test No. 10 - 3]

1. 受注型企画旅行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
  - (1) 受注型企画旅行契約の団体・グループ契約においては、旅行業者は申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがある。( )
  - (2) 受注型企画旅行契約は、旅行者の依頼により旅行内容が決定されるので、特別補償規程が適用されない。( )
  - (3) 受注型企画旅行契約においても、旅行内容が変更されたときは、変更補償金が支払われることがある。( )

## Check Test 解答・解説

## No. 10 - 1

- (1) ○：その通りです。「旅行者からの**依頼により**…計画を作成し…実施する旅行。」がキーワードです。
- (2) ×：受注型企画旅行契約で、旅行業者が最初に交付する書面は「**企画書面**」です。
- (3) ○：その通りです。この点は募集型企画旅行契約と同様です。
- (4) ○：その通りです。
- (5) ×：本問は**募集型**企画旅行契約の契約締結拒否事由ですが、受注型企画旅行契約にはこのような拒否事由はありません。

## No. 10 - 2

- (1) ○：その通りです。募集型と異なり、受注型企画旅行契約においては、旅行者から**契約内容の変更**を求めることができます。
- (2) ○：その通りです。**企画書面と契約書面に企画料金が記載してあれば**、旅行者からの解除の時期を問わず、旅行業者は企画料金に相当する取消料を請求することができます。
- (3) ○：その通りです。受注型企画旅行契約においても確定書面が交付されることがあり、期日までに交付されなければ旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
- (4) ×：受注型企画旅行契約には**最少催行人員に関する規定はなく**、これを理由に旅行業者は解除することはありません。

## No. 10 - 3

- (1) ○：その通りです。募集型と大きな相違点です。
- (2) ×：受注型企画旅行契約においても特別補償規程は適用されます。
- (3) ○：その通りです。受注型企画旅行契約においても、「契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更」を除いて、旅程保証の規定が適用されます。